

委員意見に対する千葉市回答

意 見	回 答
<p>(1) 措置命令が出ている隣接の産廃中間処理場内の堆積廃棄物について</p> <p>① 堆積廃棄物の性状は何ですか。</p> <p>② 産廃中間処理場からの表層水および浸透水により、本事業に影響が出ないか確認する必要はありませんか。</p> <p>③ 残存廃棄物が撤去され改善される見込みはどうですか。</p> <p>(2) 残存中間処理場の廃棄物撤去完了まで、本事業の技術審査を保留する必要はないですか。</p>	<p>(1) 隣接の中間処理業者について 名 称：株式会社アイランド 業の区分：破砕施設による中間処理 許可品目：廃プラスチック類、紙くず。木くず、繊維くず 許可年月日：H16.12.15 許可取消日：H18.12.18 不適性保管については、平成 19 年に改善命令、措置命令を発出し、一部 (1,000m³) が搬出されたが、搬出後も廃棄物 (4,600m³) が残置されています。</p> <p>① 見た目は廃プラスチック類、金属くず、木くず、土砂などで、性状分析を行っていないのではっきりとしたことは不明です。 性状分析については、今後、必要があれば実施したいと考えています。</p> <p>② 現在のところ、既設処分場の観測井の水質分析において、異常が出ていると認められないが、今後も地下水の水質については立入検査での採水分析、維持管理報告等で確認していきます。</p> <p>③ 今後もアイランドに対し撤去を指導していきますが、難しい状況であると認識しています。 今回の計画地に残されている廃棄物については、処分場の設置に支障がないよう撤去等適正処理をするよう指導していますが、それ以外の部分についての撤去を許可の条件にすることはできないと考えています。</p> <p>(2) 今回拡大を予定している最終処分場の計画により周辺的生活環境に影響を及ぼすことで、計画の変更を指導することはできませんが、法律的には審査を保留することはできないと考えます。</p>